

主任介護支援専門員更新研修 フローチャート

主任介護支援専門員の更新

↓する

↓しない

介護支援専門員証の有効期間

介護支援専門員証の更新

期間外

期間内

する

しない

再研修を受講し、介護支援専門員証の交付後、主任更新研修を受講してください。

これまでどおり、介護支援専門員証の有効期間内に更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証の更新を行ってください。

有効期間経過後、介護支援専門員証を返納してください。

主任研修修了証書又は主任更新研修修了証書の有効期間

令和7年度

令和7年度の主任の有効期間満了日（＊）までに主任更新研修を修了してください。

令和8年度

令和8年度の主任の有効期間満了日までに主任更新研修を修了してください。

令和9年度

令和9年度の主任の有効期間満了日までに主任更新研修を修了してください。

（＊）新型コロナウイルス感染症に係る資格特例措置の対象となる方については、特例措置により資格を喪失しない期間を含む

＜主任介護支援専門員の有効期間＞令和7年3月1日現在

主任介護支援専門員の有効期間	資格の特例措置
※平成28年度以降に発行された主任介護支援専門員研修受講修了証書又は主任介護支援専門員更新研修修了証書には有効期間が記載されています。	有効期間満了日が令和2年2月25日～令和5年3月31日までの方は、満了日から3年間資格を喪失しない取扱いとする （例）有効期間が平成30年3月10日～令和5年3月9日まで ⇒令和8年3月9日まで主任資格を維持できます。

※主任更新研修の受講要件を満たさない場合や受講決定がなされない場合は主任更新研修を受講することはできません。介護支援専門員として更新する場合は、専門研修又は更新研修を受講していただくことになります。

※主任更新研修の受講要件は変更が生じる可能性がありますので、最新のものをご確認ください。

※介護支援専門員証が失効した場合は、介護支援専門員及び主任介護支援専門員の業務に従事することはできませんので、介護支援専門員証の有効期間が1年未満の方は専門研修（又は更新研修）の受講についてもご検討ください。

※資格の特例措置対象の方については、特例措置により資格を喪失しない期間が終了するまでの間に主任更新研修を修了してください。（研修を修了しない場合、本来の有効期限に遡及して失効した扱いとなります。）

主任更新研修の修了（介護支援専門員証の更新に必要な研修が免除になります）
※介護支援専門員証の更新手続は別途行っていただく必要があります。